

岐阜県オンライン診療によるへき地医療確保事業費補助金交付要綱

令和5年6月29日制定 医福第278号

(総則)

第1条 県は、医療提供体制を構築していく上で、中山間・へき地における患者の診療機会の充実や医師の負担軽減を図るため、県内の医療機関の開設者が行うオンライン診療に係る取組に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）、事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）並びに基準額は、別表のとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象経費の実支出額と基準額とを比較して小さい方の額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して小さい方の額とする（算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）。

(欠格事由)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき

関係を有している個人又は法人等

- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(補助金の交付申請)

第4条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分の変更又は補助対象事業の内容の変更(次に掲げる軽微な変更を除く。)をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

ア 入札の実施、見積書の徴取等による補助対象経費の減額

イ 整備しようとする情報通信機器のメーカーの変更その他当該機器に係る仕様の軽微な変更

- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

- (4) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。)後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

- (5) 補助対象事業の完了後に、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の申告により補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、その確定額を速やかに知事に報告すること。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部等であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部等で消費税等の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容により報告すること。

- (6) 知事が前号の規定による報告を受けた場合は、当該消費税等に係る仕入控除税額に相当する金額の全部又は一部を県に納付させることがあること。

- (7) 補助対象事業の実施に当たり必要な調達を行う場合は、県が行う契約手続の取扱いに準ずること。

2 前項第1号及び第2号の知事の承認を受けようとする場合の申請書及び前項第5号の規定により知事に報告する場合の報告書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 前項第1号の承認 事業経費配分(内容)変更承認申請書(別記第2号様式)

(2) 前項第2号の承認 事業中止(廃止)承認申請書(別記第3号様式)

(3) 前項第5号の規定による報告 消費税等に係る仕入控除税額報告書(別記第4号様式)

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期日は、補助金の交付の決定の日から10日を経過する日とする。

(実績報告)

第7条 実績報告書の様式は、別記第5号様式のとおりとする。

2 実績報告書には、別記第5号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付時期等)

第8条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が、事業の遂行上必要があると認めるときは、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第6号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第9条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第3条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条第1項の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分制限)

第10条 規則第21条第2号の機械及び重要な器具で知事の定めるものは、取得価格又は効用の増加した価格が単価30万円以上（補助事業者が市町村の場合にあっては、50万円以上）の機械及び器具とする。

2 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する期間とする。

3 知事は、補助事業者が知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入額の全部又は一部を県に納付させることができる。

(調書等の作成等)

第11条 補助事業者（市町村に限る。）は、補助対象事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした調書を作成しなければならない。

2 規則第22条に規定する書類、帳簿等及び前項に定める調書の保存期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

(書類の提出部数)

第12条 この要綱により提出すべき書類の部数は、1通とする。

(補助対象事業の表示)

第13条 補助事業者は、補助対象事業により購入し、又は整備した機器に補助金を受けて購入し、又は整備した旨を表示しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

この要綱は、令和5年度分の予算に係る補助金から適用する。